

計	一三	八〇	三三	八九	七	一八	三五	二〇	三	一	〇	一	二	一	二	一	一	一	一
一六〇〇一六言	生	七	五	六	七	三	二	〇	三	一	〇	一	二	一	二	一	一	一	一

(註) 測定値中の基地整備音は屋外調査の

- 一・一〇〇〇〜一・二〇〇〇 測定回数 三回 七〇ホーン以上の持続時間 八分二〇秒
 - 一・二〇〇〇〜一・三〇〇〇 測定回数 三回 七〇ホーン以上の持続時間 一分二八秒
 - 一・三〇〇〇〜一・四〇〇〇 測定回数 一回 七〇ホーン以上の持続時間 四二秒
- であり屋内測定では測定されなかつた。

ウ 綾瀬町公共施設調査

一 昭和三八年九月三日 一一・〇〇〇〜一三・〇〇〇(一時

間) 綾瀬町深谷綾瀬町立綾瀬小学校(滑走路南端より西

方へ一km) 屋外調査 天候 晴 風向 南・微

二 昭和三八年九月四日 一一・〇〇〇〜一三・〇〇〇(一時

間) 綾瀬町所在鎌倉保育園綾瀬ホーム(身体障害者救護

施設)(滑走路中央より北西西へ約二・五km)

屋外調査 天候 晴 風向 南・微

五 附帯調査

(一) 住民意向調査

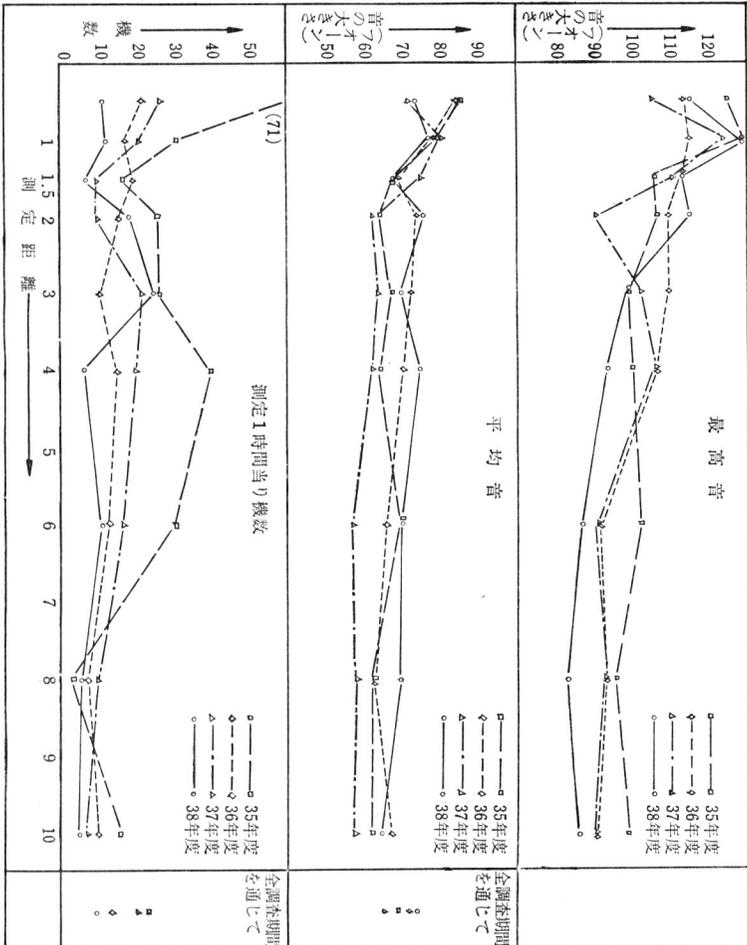
(一) 調査の限定

基地周辺住民の騒音による被害の実態調査は、本来ならば疲労度についての生理的測定、情緒的動揺度についての精神的測定、知能の低下度についての教育効果の測定等が総合的に進められてこそ科学的研究成果といえるのであるが、今度の調査は、何分技術的、子算的にも制約があるので一応のアプローチとして騒音により被害を受けている住民の声を集録し、その中から周辺一km以内の各社会階層又は年齢階層別に三三事例を抽出したものである。

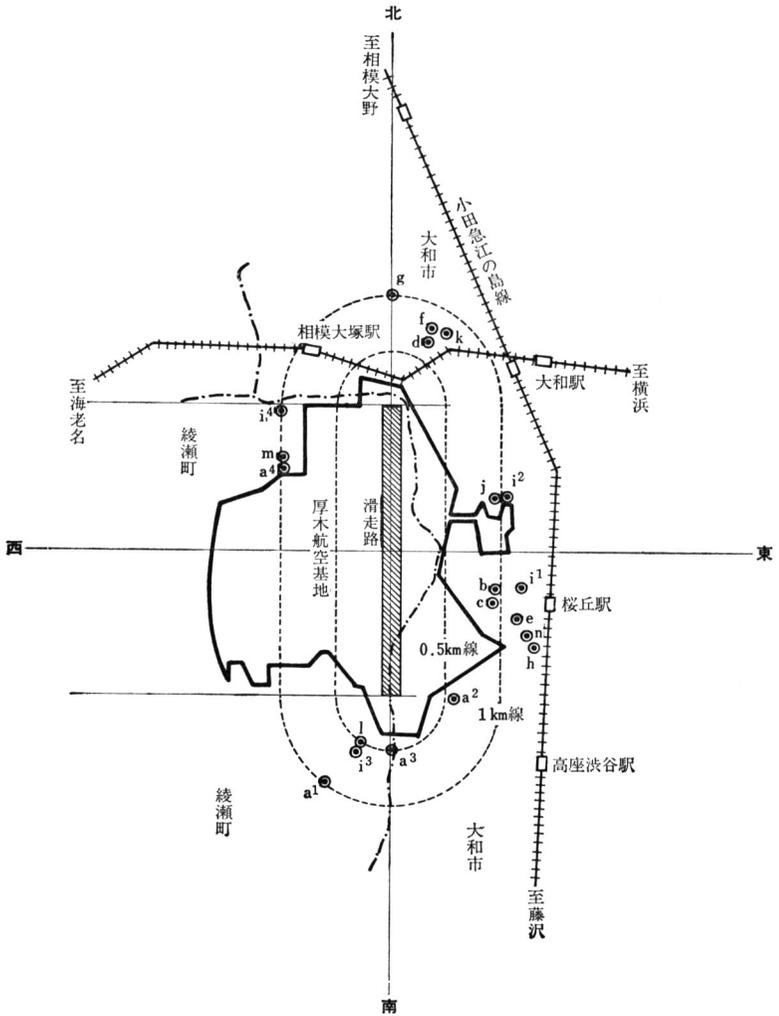
測定区分	最大音	平均音	持続時間(ホーン以上)	測定時間に對する比	測定機数
一	ホーン 八九	ホーン 七七	三分 三九	六%	一六
二	六	七	三三	六	三六

(註) 調査時間中に基地整備音の測定なし

附図 年度別・距離別調査結果比較グラフ



附図 録音調査地点位置図



は概ね社会階層別に密接し、方向別はたゞ質問第三項のみが異つた傾向が判明したので以下分析は質問項目別、社会階層別に考察する。

㉞ 質問項目別

質問事項 「一 基地からの飛行音、エンジンテスト等による騒音について一般にどのような影響を受けていますか。」

これについては社会階層別にその特徴が出ているので

(2)項の社会階層別分析に譲る。

質問事項

「二 一週間のうち何曜日、また一日のうち何時がうるさいか。」

各階層を通じて一般的に土曜日、日曜日は静かである
と主張する者が多かつた。

中に月曜日、金曜日が特にうるさいと主張する者もあつたが、これは土曜日、日曜日の休日前後による飛行回数の増加によるのか、住民の休日と比較した心理的なものに起因するのかわいづれかに該当すると思われる。

なお、一日のうち何時がうるさいかとの質問に対してはあまりはつきり意識していない者が殆どだが、これ

質問事項

「三 飛行音とエンジンテストに分けてどちらの方が被害が大きいか。」

前述のとおり、この事項に限つて各方向別の違いが顕著であつた。

即ち、進入表面下の農民は口を揃えて離陸飛行音がうるさく、恐怖感にすらとらわれると主張している。

その他の地域においては、エンジンテストの方がうるさくしかも持続時間が二〇から三〇分にもわたるの
で被害が大きいと主張されている。なお、中には高
校生の如きアフターバーナーがうるさいとの主張もあつた。

質問事項

「四 ラジオ、テレビの視聴に及ぼす影響はいか
か。」

この事項については各階層各方向を通じて、騒音がは
じまると、ラジオはポリウム一杯にしても聞えな
い、テレビの映像はゆれて困ると異口同音に主張して

いる。
特に夕方のエンジテストは持続時間が長いので困る様である。

質問事項

「五 現在国の諸施策が実施されているが、これについて知っていますか、またそれはどの様な方法で知りましたか。」

この事項については、一般的にあまり認識されていない様子であり、農民層については、集団移転補償、家庭の主婦については、教室の防音工事が認識されている程度である。

その認識の方法としては、各市町の広報回覧によつているのが大部分の様である。

中には団地の主婦の「選挙の時だけ国の施策については聞く程度だ」というしんらつな声も聞かれた。

質問事項

「六 国、県、市、町等の行政当局に対する要望があるか。」

この事項について、各階層を通じていえることは飛行回数の減少及びエンジテストの時間制限、並びにラジオ、テレビの聴視料の減免に集約される。

なお、階層別には、農民層の農業労務損失補償料増額、並びに補償対象区域の拡大の主張が訴えられている。

教師としては、図書室、音楽室の防音工事及び朝礼、体育に必要な防音された体育館兼講堂の設立を要望している。

(イ) 社会階層別

先ず、調査対象を「産業に従事している階層」と、「産業に直接は従事していない階層」に分け、前者を第一次産業、第二次産業及び第三次産業の系統に分けて別表のとおり整理した。

以下その順を追つて列挙する。

農民層

「頭上を飛行されると非常に恐怖感に襲われ、作業が中断される。」

「農業経営に使用する農協から等の有線放送が聞えない。」

養鶏業

「農家の兼業ではあるが、飛行中は鶏がさわいでいるので産卵率が低下する。」

養豚業

「子豚に授乳中、飛行音がすると逃げてしまうので発育が悪い。」

牛舎経営

「乳牛であるが乳の出が悪く、これは音楽を聞かせる
と乳の出が良いという話があるが、騒音の場合はその
反対と思う。」

工場長

「工場自身の騒音があるので作業能率に影響がない。」
(1km以内は不存在)

商店主

「体育、朝礼の時に声が聞えないので無理に発声して
のどを痛める先生が多い。」

住職

「読経の声が聞えなくて、また騒音が始まると仏壇の
ムードがなくなり人間関係が稀薄になる。」

医師

「聴診音、打診音が聞えず、特にエンジントテストが二
〇分以上も続く時、急患に対しては誤診の恐れあり。」

病人

「療養中に神経がいらいらして静養が出来ない。」
「息子の嫁がきてくれない。」「電話の音がきくとれな
い。」

主婦層

「コンクリート建アパートでも夏期には窓を開け
ておくので木造と変りない。」

生徒学生層

「数学などは思考が中断されるので特に困る。また英
語の発音、暗記物も困る。」「受験ムードが全然盛り上
がらない。」

老人

「戦時中の旧日本軍使用時よりも現在の方がうるさ
い。」

50」

乳幼児

「出産のあと乳児は特に安静が必要なので、夕方のエ
(助産婦)ンジントテストにははらはらさせられる。」

以上のように各階層により各々異つた被害の実態が集録された。

(三) 解決の方向

前述の分析結果より総じて言えることは、各階層、各地域を通じ
て要望されているものは ①飛行回数削減 ②エンジント
の時間制限 ③ラジオ、テレビ聴視料の減免に帰結されるが第一
点については、これに関連するものとして従来の東旋回による市
街地上空通過を西旋回により、避けている等の米軍の協力を得た
こともあるが、飛行回数削減ともなれば、軍事訓練の内容とも
なるので、この解決はむづかしい。

第二点については日米合同委員会の合意事項として「航空機運行
のため、または警戒体制のため必要とする場合を除き、ジェット
エンジンの試運転は一八・〇〇時から〇六・〇〇時までの間は実
施しないものとする。」との成果を上げているが、エンジントス
ト騒音の効果的消音装置については、基地司令官は最近、新聞紙
上で「現在の消音器はアフターバーナーのテスト時の高熱により
消音器が溶ける可能性があり技術的にむづかしく完全な消音器は

ない。アメリカのジェット機メーカーは消音器に一分間に何千ガロンもの水を使用し、莫大な費用をかけている。」ので現段階としては技術的にむづかしいので今後の課題として研究する様、大和市長との談話が掲載されていたのが参考とならう。

(昭和三十八年一〇月二八日 神奈川新聞)

第三点については抜本的対策として基地周辺民生安定法の制定に期待するところが大きいと考えられる。

なお、農民層の声として農業労務損失補償料の増額並びに補償対象地域の拡大及びその延長としての農地の買上げ、又は教師、主婦層から出されている防音工事施行対策の拡大等種々の渉外事案の解決については、現行特損法の改正並びに基地周辺民生安定法を是非制定することが必要と考える。(以下 附表 録音調査票は略)

〔注〕別表四は省略。

(神奈川県渉外部渉外課「厚木航空基地騒音調査綴」(昭和三十八年) 神奈川県庁蔵)

二四七 神奈川県基地関係県市町連絡協議会の提供

施設返還要望書

提供施設の返還要望について

(基地問題事務連絡会における関係市町の要望)

一 逗子市について

池子弾薬庫 面積 九〇〇、八一六・六七坪

(一) 要望

池子部隊本部の一部(自動車修理工場) 一八、〇〇〇坪(国有)の返還

(二) 返還の必要性

ア 地域の六〇%が山林(二〇〇〜三〇〇m)であり、一七%にあたる地域が接収されている。

イ 平坦地域が少ないため人口密度は一平方キロメートルあたり、九、〇〇〇人という高率を示し、しかもベツトタウンとして年々人口の増加が著しい。

ウ「イ」のごとき事情から公園、総合運動場の建設は急を要する問題であるが「ア」のような事情から用地の確保に困難を極めている。

エ 昭和四〇年一二月には、返還について市議会が決議している。

(三) 開発計画

都市公園としての指定を得て、国有地の無償貸付を受け、運動公園として開発し市民の利用に供する。

(四) 財政措置

ア 返還後の国有地については、国有財産法第二二条に基づき無償貸付を受ける。

イ 施設の建設費は起債による。

(五) 代替施設の見通し

弾薬庫地区に集約移転。受益者負担は財政的に不可能。

(六) 過去の折衝結果

昭和二九年一月六日池子接收地返還促進協議会（市、議会、民間代表）が米軍当局、政府関係機関に要請。

米軍当局から返還に応じられない旨の回答があり、その後も機会あるごとに関係当局へ陳情を続けている。

(七) 施設の有機的関連

追浜基地から弾薬が陸揚され、池子弹薬庫に貯蔵している。

(八) 市の返還の見通し

ア 池子部隊本部には兵士は少なく（一〇〇〇名程度）大部分の施設は遊休化している。

イ 遊休化している部分を圧縮すれば、弾薬庫地区の中に集約可能と考える。

ウ “ア” “イ” より部隊本部のうち国有地一八、〇〇〇坪の返

還が期待される。

二 横須賀市について

(一) 要望

ア 追浜海軍飛行場（全面返還）一三七、七七三坪（国有）（含む制限水域）

イ 久里浜倉庫地区（全面返還）二五一、七四四・〇九坪（国有）

ウ 横須賀海軍施設（一部返還）一〇、〇〇〇坪（国有）

エ 海軍兵員クラブ（全面返還）二、五七四・二四坪

（うち民公有二二・九坪）

オ 観音崎艦船監視所（一部返還）二、〇〇〇坪（国有）

(二) 返還の必要性

ア 市域全面積九六・〇九平方キロメートル（約二、九〇七万坪）の既成市街地面積は二五％、一三三・七六平方キロメートル（約七四五万坪）に過ぎず、この市街地に米軍施設一五（一六三万七、〇〇〇坪）自衛隊二七（六五万七、〇〇〇坪）の大部分が集散的に存在している。

即ち、米軍施設面積の市域面積にしめる比率は五・六％市街地面積に対しては一九・一％にあたり、自衛隊施設面積を合

めると前者は七・九%、後者は二七・三%にも達し、市の開発上一大障害となつてゐる。

イ 旧軍港市転換法(昭和二五年六月二八日法律第三二〇号)

により平和産業港湾都市に転換すべく要請されたにもかかわらず「ア」のとおり旧日本軍の残した財産は、大概米軍又は自衛隊が使用しており、産業港湾施設の建設計画は極度に阻害され、他に用地を求めるとしても起伏の多い山陵地帯のみで、自然的条件に恵まれず極めて困難である。

(三) 返還要望度(ア—オの順)

ア 追浜海軍飛行場 イ 久里浜倉庫地区

ウ ガントリークレーン附近

エ 観音崎艦船監視所

オ 海軍兵員クラブ

(四) 市の返還の見通し(明るいものア—オの順)

ア 観音崎艦船監視所 イ ガントリークレーン附近

ウ 久里浜倉庫地区 エ 追浜海軍飛行場

オ 海軍兵員クラブ

(五) 追浜海軍飛行場(制限水域を含む)

ア 返還の必要性

(7) 旧接収跡地は、旧軍港市転換法による平和産業都市の構想に基づき追浜工業団地として企業四二社が進出し本格的操業に入つてゐるが、狭隘のため隣接の当該施設の返還が望まれている。

(4) 臨海工業地域として開発可能な地域であるが、現在岸壁は米陸軍の弾薬陸揚に使用されており、海上輸送に長浦港を使用せざるを得ず、追浜地区開発の障害となつてゐる。

(ウ) 返還の見通しが立つていないのに、四二社のうち日産自動車、関東自動車、東邦化学、大島工業、珙珈鉄工、横浜米油は、跡地の利用計画を立て、市に返還要望にきてゐる。

イ 開発計画

(7) 企業が大蔵省から有償払下げを受け工場用地として利用する。

(4) 現存する岸壁の一部を公共岸壁(物揚場)として確保し活用する。

(ウ) 現存する道路を産業道路として確保し活用する。

ウ 財政措置

企業負担とする。

エ 代替施設の見通し

富岡倉庫地区に移転する。

オ 過去の折衝結果

昭和三五年以来、毎年行なっているが結果は、池子との関連から三浦半島のどこかで岸壁の利用できる代替施設があればOK

カ 施設の有機的関連

池子弾薬庫

(案)

㉞ 浦郷倉庫地区(田浦弾薬庫)を海軍との共同使用とする。

㉟ 浦郷倉庫地区は、衣笠弾薬庫に統合し、陸軍は浦郷倉庫地区を利用して陸揚する。

衣笠弾薬庫への陸揚は、武山を日米共同使用とする。

(註 武山は遠浅で大型船の使用に適しないというので調査を要す)

㉠ 久里浜倉庫地区

ア 返還の必要性

㉡ 久里浜地域は、市の臨海工業開発の中核地域であり首都

圏整備法に基づく市街地開発地域の予定地として開発に努

めているが久里浜倉庫地区があるため進捗せず指定を受けられない事情である。

㉢ 久里浜工業団地と有機的に一体となるべき久里浜港との直結が、久里浜倉庫地区があるため遮断され周辺開発の一障害となつている。

㉣ 久里浜港の整備のための先行的投資を行なつたが効果を發揮できないでいる。

久里浜港に五、〇〇〇トンバースが完成したが久里浜倉庫の存在のために活用されていないという点は専門的に検討する必要がある。

㉤ 久里浜倉庫地区は遊休化していると考えられる。

イ 開発計画

㉥ 久里浜港の整備

二七年 一、八〇〇トン級 岸壁一バース

三〇〇万円

三八年 三、〇〇〇トン級 岸壁二バース

一億五、〇〇〇万円

四〇年四月 五、〇〇〇トン級 岸壁一バース

(イ) 久里浜工業団地の整備
 四三年 三、〇〇〇トン級 岸壁一バース
 一億一、〇〇〇万円
 二億六、〇〇〇万円

(A) 地域 横須賀市久里浜平作川沿岸
 面積 四四・八万坪 (工業用地三六・七万坪)
 横須賀市が造成するもの

(B) 面積 七六八、八〇〇m²(二三二、九六九坪)
 横須賀市久里浜平作川右岸

(C) 造成期間 昭和四一・四・一〜四三・三・三一
 内訳工業団地六四四、四〇〇平方メートル
 (一九五、二七二坪)

(D) 必要資金 三、二二一、五〇〇千円
 初年度必要資金 二、〇九三、六〇〇千円

内訳：土地購入費 二、〇九三、六〇〇千円
 (二〇九、三六〇坪)

整地費

b 四二年度以降必要資金 一、一一七、九〇〇千円
 内訳：整地費 七七一、七九五千円

(E) 財政措置
 起債 七〇〇、〇〇〇千円
 余納金
 借入
 一般財源
 関連工事費 三二六、一〇五千円
 その他 二〇、〇〇〇千円
 (一九五、〇〇〇坪)

B 企業が造成するもの (平作川左岸)

(A) 進出を希望する企業が土地を買収し造成する。

(B) 現在約四〇社 (八万坪) が進出している。

(ウ) 久里浜倉庫地区跡地は、久里浜港に近く、地盤は良好であるうえ背後の工業団地との関連を考えて基幹産業を誘致し、久里浜港→基幹産業→引込線→工業団地との有機的機能を強化して、周辺一帯を臨海工業地帯として開発する。
 (国有地が返還された場合、工場の進出の可能性を調査する要あり)

ウ 財政措置

国有地の買収は企業負担とする。

エ 代替施設の見通し

横須賀海軍施設の中に集約移転する。

オ 過去の折衝結果

米軍の意向は、引込線を付けられる代替施設があればOK

カ 施設の有機的関連

米海軍が管理し、横須賀海軍施設補給部の出先としての倉庫及び浦郷倉庫地区(田浦弾薬庫)及び衣笠弾薬庫の出先として弾薬庫に使用してゐる。

(参考)

一 横浜防衛施設局には、横須賀市からの全面返還のほか井上工業KK(三一年七月三〇日―五、〇〇〇坪返還)及び三菱鋳業KK(三八年一月一日及び四〇年一月二〇日―一五〇、〇〇〇坪)からも返還要望が出てゐる。

二 横浜防衛施設局の対軍折衝結果は次のとおりである。

三菱鋳業KKの要望に対する折衝結果

四〇年四月二七日付 横須賀基地司令官あて要請

四〇年六月一七日付 横浜防衛施設局長あて回答

(内容)

(1) 在日米海軍としては、返還を要請された地域内にある

施設は、まだ必要である。

(2) それ故、遺憾ながら現在の状況では当該地域の返還は不可能である。

三 横須賀市の対軍折衝結果は次のとおり。

三七年六月二八日付 横須賀基地司令官あて要請

三七年七月 二日付 横須賀市長あて回答

(内容)

司令官としては、久里浜倉庫は、必要な材料を常置して使用しているので、将来において、在日米海軍の用として使用を減ずることはない。従つてこれに相当する施設を提供しない限り返還に応じられぬ。

(案)

ウ 横須賀海軍施設内に集約移転することが困難な場合、現施設を圧縮して久里浜工業団地内に移転する。

エ 全面返還が不可能な場合、弾薬庫地区の返還と引込線の返還又は日米共同使用を図る。

(七) 観音崎艦船監視所

ア 返還の必要性

ウ 昭和三十一年九月都市計画法に基づく都市公園の決定をみ

ており、予算を計上して整備に努めているので米軍施設の一部返還をはかり所期の目的を達成したい。

(イ) 返還を要望している地域は、使用された形跡はなく地形的にも艦船監視の不可能なところである。

イ 開発計画

都市公園として整備する。

ウ 財政措置

三十九年	四五〇万円	四四年	一、〇〇〇万円
四〇年	六四〇万円	四五年	〃
四一年	五四〇万円	四六年	一、四〇〇万円
四二年	一、〇〇〇万円	四七年	一、二〇〇万円
四三年	〃	四八年	一、二〇〇万円

エ 過去の折衝結果

(ウ) 市は、小泉純也議員が防衛庁長官時代地元選出議員として追浜、久里浜、観音崎、ガントリークレイン、海軍兵員クラブの返還について要望書を提出して検討してもらったところ、観音崎の一部返還が一番可能性があるもので、正式ルートで手続きを進めるようにとの口頭の回答があった。

(イ) 昭和四〇・六・一横浜防衛施設局に要望書を提出したと

ころ大蔵省にも提出するように指示されたので大蔵省にも提出したところ、大蔵省は、具体的な計画を添付して申請書を提出すれば日米合同委員会に提出するとの口頭での回答があったので昭和四〇年一〇月関東財務局横須賀出張所に申請書を提出している。

(参考)

横浜防衛施設局の対軍折衝結果は次のとおり

四〇年 六月二三日付 横須賀基地司令官あて要請
 四〇年二月二三日付 横浜防衛施設局長あて回答

(内容)

返還要請のあつた地域は、現在のところその機ではないと考慮していることと申し上げる。

即ち、^[注一]FAC—三—三二内の現在未使用となつている地域

は全て参照(b)施設特別委員会覚書FUSU—一三四—七^[注二]

八三—L(N)(横浜海浜住宅移転の件)―に記載されている

横浜家族住宅移転計画実施案件で予定中の扶養家族住宅施

設用地域として現在保留している。

(ハ) ガントリークレイン(横須賀海軍施設の一部)

ア 返還の必要性

昭和三二年、三五年、三六年にわたつて解除された当施設の一部ガントリー船台は、現在民間企業（浦賀重工KK浦賀工場）が使用しているが、同ガントリー船台は、本来A・B・C・Dの四つが一体となつていたものが、そのうちC・D施設のみは返還に止つたため、その効用は半減されているので、残部A・Bの返還により有機的な活用をはかる。

三 相模原市について

(一) 要望

相模総合補給廠の一部返還（西側野積場地区）

一〇三、七〇〇坪（国有）

キャンプ淵野辺（全面返還）二〇一、八五三坪

（うち一、九一九坪は民公有）

座間小銃射撃場（全面返還）三七、〇七二・八一坪

（うち一五、八一四坪は民公有）

イ 開発計画

浦賀重工工業が使用活用する。

ウ 財政措置

企業負担

エ 代替施設の見通し

横須賀海軍施設内に集約する。

(参考)

横浜防衛施設局の対軍接衝結果は次のとおり。

三九年五月一五日付 横須賀基地司令官あて要請

三九年六月一六日付 横浜防衛施設局長あて回答

(内容)

上級機関からの事前の承認なくして、本件についていかなる討議をすることも当司令部としてはできない。もし、

(二) 相模総合補給廠

ア 返還の必要性

(イ) 首都圏整備法に基づき市街地開発地域の指定を受けており、その構想として補給廠周辺は工業地域として開発することになつてゐる。

(ロ) 基地内道路（上溝立川線旧県道）を県道相模原立川線のショートコースとして活用し、境川に架橋して町田市内の都道に接続させ周辺の開発を図る。

(ハ) 野積場には、中古車輛等が置かれてゐるが空地が多く遊

休化していると思われる。

イ 開発計画

㊦ 返還跡地は、市開発公社が大蔵省から有償払い下げを受け、九区画に分けて企業に分譲する。

㊧ 県道相模原立川線のショートコース計画（基地道路―旧県道上溝立川線―の返還後、市道に移管し市が改良工事を行なう）

延長 一、四五〇m

幅員 二〇m

ウ 財政措置

返還跡地の開発については、市開発公社及び企業負担とする。道路の改良工事については三、〇〇〇万円程度かけ市単独で整備する。

エ 代替施設の見通し

相模総合補給廠の北側野積場に集約する。

オ 過去の折衝結果

㊦ 昭和三九年六月横浜防衛施設局に要望したところ、局では、市の事情はわかるが相手がだめだといっているので平行線になつてしまふ、とのことであつた。

㊧ 現地米軍（座間）では、返還について権限がないが現地

の意向を問われるならばNOであるとのことであつた。

カ 施設の有機的関連

横浜ノースドック

富岡倉庫地区（相模総合補給廠の出先として倉庫ならびに野積場として使用している）

鶴見貯油施設（相模総合補給廠の出先として貯油倉庫として使用されている）

（案）

㊦ 基地内道路のみの返還又は日米共同使用とする。

㊧ 早期返還の可能性は別として継続的に西側野積場の返還運動を行なう。

（三） キャンプ淵野辺

ア 返還の必要性

首都圏構想にもとづく市街化計画の進展にもない当施設を含む地域一帯を学園地区として整備する計画であるが全面返還の見通しがたたないもので、特に緊急を要する小学校の建設敷地として最少限五、〇〇〇坪の返還が必要であつたが時間的にまに合わないので民有地の買収（六、〇〇〇坪）を行

ない、とりあえず手当した。しかし、学校不足は解消して
ないので学園地区としての整備が必要である。

イ 開発計画

小学校、中学校、高等学校各一校、理工科系大学一校（市
立又は私立）の建設用地とする。

ウ 財政措置 検討中

エ 過去の折衝結果

現地米軍の意向は、電波障害があるのでN.O。

(四) 座間小銃射撃場

ア 返還の必要性

(イ) 誤射があつたり、葉きよう拾いに施設内に立入つたりし
て現在でも危険な施設である。

(ロ) 当施設周辺は、横浜市水道局古山沈澱池をはじめ、相模
原ヘルセンター、県淡水魚増殖場等観光資源として利用
可能な施設が多いので、古山公園（県立都市公園―三総）
として開発を進めているが、計画遂行上支障があるばかり
でなく、保安上危険である。

(ハ) 市は、現在公園が少なく公園必要基準に充たない事情で
あるので、公園の建設が必要である。

イ 開発計画

古山公園建設計画

運動場、テニスコート、陸上競技場、野球場等

全面積 六二〇、四〇〇m²（一八八、〇〇坪）

施設施工面積 三五〇、〇〇〇m²（一〇六、〇〇坪）

ウ 財政措置 検討中

エ 代替施設の見通し

現在あまり使われていないキャンプ座間内の練習場に移転
する。

オ 過去の折衝結果

現地米軍は、どこか良い場所があれば移転しても良い。

四 大和市について

厚木飛行場の一部（海兵隊用地）

面積 約三、〇〇〇坪（国有）

(一) 要望 海兵隊用地は、現在、本部、兵舎等に使用されてい
るが、これを厚木飛行場内に統合し、跡地を返還しても
らいたい。

(二) 返還の必要性

ア 現在都市計画路線が、この用地のため東側に彎曲し、小田

急、引地川間を通り福田地内まで計画されている。これを直線に通したいということである。

イ この計画路線により東側地区を開発したいということである。

(三) 開発計画

現在計画はできていない。

(四) 財政措置

現在計画はできていない。

(五) 代替施設の見通し

厚木飛行場内に集約してもらいたい。

(六) 過去における折衝経過

なし。

(案) 防衛支出金で付替える。

現在の計画路線の変更についての各要素を考慮する必要あり。

(神奈川県渉外部渉外課「基地関係県市町連絡協議会ファイル」昭和四十年) 神奈川県庁蔵)

[社1] Facility Account Code (提供施設番号)

[社11] Facility Special Unit Subcommittee

第三節 公害問題 対策

二六 神奈川県事業場公害防止条例 同施行規則

条例

神奈川県事業場公害防止条例をここに公布する。

昭和二十六年十二月二十八日

神奈川県知事 内山岩太郎

神奈川県条例第七十八号

神奈川県事業場公害防止条例

(目的)

第一条 この条例は、他の法令に特別の定がある場合を除く外、事業場から生ずる公害を防止し、産業の発展と住民の福祉との調和を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において事業場とは、次に定める作業を行う作業場及びその作業に使用し、若しくはその作業により製造されたものの貯蔵所をいう。

一 物の製造、加工、選別、包装又は修理の事業

二 電気又は動力の発生伝導又は供給の事業

2 この条例において公害とは、事業場から発生する騒音、振動、ばい煙、粉じん、廃液、ガス等により、人又は物に与える障害であつて、知事が第八条に定める公害審査委員会に諮問して除害を必要且つ適切と認められたものをいう。

(事前調査の請求等)

第三条 事業主は、自己の事業場について公害を生じないよう努めなければならない。

2 事業主は、自己の事業場について公害が生ずる虞があると認めるときは、あらかじめ知事にその調査を請求することができる。

3 知事は、前項による調査請求があつたときは、直ちに当該吏員に調査させ、その結果を事業主に通知するものとする。

(行政措置)

第四条 知事は、公害が生じたときは、直ちにその除害について必要な措置を講ずるよう事業主に通知しなければならない。

2 事業主は、前項の通知を受けたときは、すみやかにその除害措置を講じなければならない。但し、知事の許可を得たときは、他の措置を講ずることができる。

第1章 労働 社会状態

第五条 事業主が前条第二項による除害の措置を行わないときは、

知事は、期限を指定してこれを行うべきことを命ずることができる。

(除害措置の届出及び有効保持)

第六条 事業主が前二条の規定により除害措置を講じたときは、十日以内に知事に届け出て検査を受けなければならない。

2 事業主は、前項により検査を受けた除害措置を有効に保持しなければならない。

(立入検査)

第七条 知事は、公害に関する調査、検査等のため事業場に当該吏員を立入検査させることができる。

2 当該吏員は、立入検査をする場合は、その身分を証する証票を携帯し、且つ、関係人の請求がある場合は、これを呈示しなければならない。

(公害審査委員会)

第八条 第二条第二項による公害審査委員会(以下委員会という)は、知事が任命又は委嘱する委員二十人以上をもつて組織する。

2 委員の任期は、一年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。但し、再任することができる。

3 知事は、必要に応じて臨時委員を任命し、又は委嘱することができる。

できる。

4 委員会に委員長一人及び副委員長一人を置き、委員の互選により選出する。

5 委員会は、委員長が招集する。

6 委員会の会務を処理させるため事務局を置く。

7 委員会は、第二条第二項に定める職務を行う外、この条例の施行について知事に意見を具申することができる。

(事業主の責任)

第九条 事業主は、その代理人、家族、同居者、雇よう者、工員その他の従業員がその業務に関してこの条例に基いて発する命令に違反したときは、自己がしたものでないとの理由で処罰を免れることができない。但し、事業主が違反防止について周到な措置をとつていたときは、この限りでない。

(罰則)

第十条 事業主が、第五条の命令に違反したときは、一万円以上十万円以下の罰金に処する。

2 事業主が、第六条第二項の規定に違反したときは、五千円以上五万円以下の罰金に処する。

(委任規定)

第十一条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、昭和二十七年三月一日から施行する。

規則

神奈川県事業場公害防止条例規則をここに公布する。

昭和二十七年三月七日

神奈川県知事 内山岩太郎

神奈川県規則第八号

神奈川県事業場公害防止条例施行規則

第一条 神奈川県事業場公害防止条例（昭和二十六年十二月神奈川県条例第七十八号。以下条例という。）第六条の規定により届出をしようとするときは、第一号様式によるものとする。

第二条 条例第七条第二項の規定による身分を証する証票は、第二号様式とする。

第三条 条例第八条の規定による委員会は、神奈川県事業場公害審査委員会（以下委員会という。）と称する。

第四条 委員長は、議事を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、そ

の職務を代理する。

第五条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可決同数のときは、委員長が決するところによる。

3 前項の場合委員長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

第六条 委員会は、専門的事項を審議するため必要と認めるときは、専門調査員をおくことができる。

第七条 委員会に幹事若干人を置き、そのうち二人を常任幹事とする。

2 幹事は、県職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、委員長の命を受けて会務を処理する。

第八条 委員会の事務局長は、経済部商工課内に置く。

第九条 事務局に局長及び書記若干人を置く。

2 事務局長は、常任幹事のうちから一人を選び、知事が任命する。

3 書記は、県職員のうちから、知事が任命する。

4 書記は、局長の指揮を受け、庶務に従事する。

第十条 この規則に定めるものの外、委員会について必要な事項は、委員長が定める。

第十一条 この規則に定めるものの外、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十七年三月一日から適用する。

第一号様式

除害措置完成届

一 事業場所在地

二 事業場名

三 除害設備の概要

四 完成年月日

右のとおり完成しましたからお届けします。

昭和 年 月 日

住所

事業主 氏

名

神奈川県知事

殿

第二号様式 (縦八センチメートル
横六センチメートル)

表

裏

第	号
職氏名	年 月 日生
右の者は、	神奈川県事業場
公害防止条例	第七条の規定に
より立入検査	を行う者である
ことを証明	する。
年 月 日	
神奈川県知事	氏 名 印

神奈川県事業場公害防止条例
 第七条 知事は、^(抜すい)公害に関する調査、検査等のため事業場に当該吏員を立入検査させることができる。
 2 当該吏員は、立入検査をする場合は、その身分を証する証票を携帯し、且つ、関係人の請求がある場合は、これを呈示しなければならぬ。

(「神奈川県公報」神奈川県庁蔵)

二四 神奈川県公害の防止に関する条例 同施

行規則

条例

公害の防止に関する条例をここに公布する。

昭和三十九年三月三十一日

神奈川県条例第十六号

公害の防止に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、公害を防止して、生活環境の保全と産業の健全な発展との調和を図り、もつて県民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「公害」とは、工場又は事業場から発生する騒音、振動、汚水、廃液、ばい煙、粉じん、ガス、臭気等により人又は物に与える障害であつて、規則で定める基準に基づき、知事が防止の措置を必要と認めたものをいう。

(公害発生防止義務)

第三条 事業主(工場又は事業場の長を含む。以下同じ)は、公害を発生させないように努めなければならない。

(機械の新設等の許可)

第四条 事業主は、別表第一に掲げる機械を新設、増設、変更若しくは移転しようとするとき又は別表第二に掲げる作業を新たに行なおうとするとき若しくはその作業量を著しく増加しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、機械の新設、増設、変更若しくは移転又は作業の方法が公害の発生に支障がないものと認めるときでなけ

れば、前項の規定による許可を与えてはならない。

〔機械の使用停止命令等〕

第五条 知事は、前条第一項の規定による許可を受けず、機械を新設、増設、変更若しくは移転した者又は作業を行なっている者に対し、必要な限度において、当該機械の使用停止又は当該作業の停止を命ずることができる。

〔機械の新設等の届出〕

第六条 事業主は、別表第三に掲げる機械を新設、増設、変更若しくは移転しようとするとき又は別表第四に掲げる作業を新たに行なおうとするとき若しくはその作業量を著しく増加しようとするときは、あらかじめ、その旨及びそれによつて発生するおそれのある公害の防止の措置を知事に届け出なければならない。

〔公害発生防止措置の命令〕

第七条 知事は、前条の規定による届出があつた場合において、公害が発生するおそれがあると認めるときは、その届出をした者に対し、機械の新設、増設、変更若しくは移転又は作業の実施に関する計画の変更その他公害の発生防止について必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

〔公害防止の勧告〕

第八条 知事は、公害が発生するおそれがあると認めるとき又は公害が発生しているときは、当該事業主に対し、公害の防止について必要な勧告を行わなければならない。

2 前項の規定により勧告を受けた事業主は、すみやかに公害の防止の措置を講じなければならない。

〔公害防止措置の命令〕

第九条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業主に対し期限を指定して公害の防止のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

- 一 公害の防止の措置を緊急に講ずる必要があるとき。
 - 二 事業主が前条第二項の規定による公害の防止の措置を講じな
- こと。

三 その他知事が特に必要と認めるとき。

〔行政処分〕

第十条 知事は、事業主が前条の規定による命令に従わないときは、公害を防止するために必要な限度において、期限を指定して、公害を発生させている機械の使用停止、移転若しくは除却、作業の停止又は物品の撤去を命ずることができる。

〔諮問〕

第十一条 知事は、第二条の規定による基準を定めようとするとき又は第九条（同条第一号に掲げる場合を除く。）若しくは前条の規定による処分をしようとするときは、神奈川県公害審査委員会の意見をきかなければならない。

（公害防止措置の届出及び有効保持）

第十二条 事業主は、第九条の規定による命令に基づき公害の防止の措置を講じたときは、十日以内に知事に届け出て検査を受けなければならぬ。

2 事業主は、前項の規定により検査を受けた公害の防止の措置を有効に保持しなければならない。

（立入検査）

第十三条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、公害に関する調査、検査等のため、工場又は事業場にその職員を立入検査させることができる。

2 前項の立入検査を行なう職員は、その身分を証する証票を携帯し、かつ、関係人の請求がある場合には、これを提示しなければならない。

3 事業主及び関係人は、第一項の規定による立入検査を拒むことはできない。

（報告の徴収）

第十四条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業主に対し必要な報告をさせることができる。

（罰則）

第十五条 第五条又は第十条の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第四条の規定による許可の申請をせず、又は虚偽の申請をした者

二 第七条又は第九条の規定による命令に違反した者

三 第十二条第二項の規定に違反した者

第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第六条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十三条第三項の規定に違反した者

三 第十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為

をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(委任)

第十九条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

- 1 この条例は、昭和三十九年六月一日から施行する。
- 2 神奈川県事業場公害防止条例（昭和二十六年神奈川県条例第七十八号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。
- 3 この条例施行の際、別表第一若しくは別表第三に掲げる機械（旧条例別表の一に掲げる機械を除く。）を設置している者（設置の工事をしていない者を含む。）又は別表第二若しくは別表第四に掲げる作業（旧条例別表の二に掲げる作業を除く。）を行なっている者（作業に使用する機械等の設置の工事をしていない者を含む。）は、この条例施行の日から一箇月以内に次に掲げる事項を知事に届け出なければならぬ。
 - 一 工場又は事業場の名称及び所在地
 - 二 別表第一又は別表第三に掲げる機械の種類、数量、用途その他知事が別に定める事項
 - 三 別表第二又は別表第四に掲げる作業の種類、工程その他知事

が別に定める事項
四 公害の防止の措置

- 4 この条例施行の際、別表第一に掲げる機械の新設、増設、変更若しくは移転又は別表第二に掲げる作業に使用する機械等の設置の工事をしていない者については、この条例施行の日から二箇月間は、第四条の規定は適用しない。

- 5 この条例施行前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

- 6 附属機関の設置に関する条例（昭和二十八年神奈川県条例第五号）の一部を次のように改正する。

別表中神奈川県統計報告調整審議会（の項）の次に次のように加える。

神奈川県 公害審査 委員会	公害の防止に関する条例（昭和三十九年 神奈川県条例第十六号）の運営及び公害 の防止に関する重要施策につき知事の諮 問に応じて調査審議し、その結果を報告 し、又は意見を建議すること。	三十人 以内
---------------------	--	-----------

- 7 同表中神奈川県事業場公害審査委員会の項を削る。
職員の特種勤務手当に関する条例（昭和三十二年神奈川県条例

第五十三号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第三号中「神奈川県事業場公害防止条例(昭和二十六年神奈川県条例第七十八号)第九条」を「公害の防止に関する条例(昭和三十九年神奈川県条例第十六号)第十三条」に改める。

別表第一

一 鍛造機

二 コンクリートプラント(容量〇・三立方メートル以上のものに限る。)

三 動力を使用する砕石機(建設現場に設置するものを除く。)

四 動力を使用するじやり選別機

五 圧縮機(動力七五キロワット以上を用いるものに限る。)

六 木材用の動力のこぎり機(動力〇・七五キロワット以上を用いるものに限る。)
又は動力かんな盤(動力〇・七五キロワット以上を用いるものに限る。)

別表第二

一 板金(厚さ〇・五ミリメートル以上の材料を用いるものに限る。)

又は製かんの作業

二 鉄骨又は橋梁の組立ての作業(建設又は建築の現場作業を除く。)

く。

三 鋼製船舶の建造又は修理の作業

四 獣畜、魚介類又は鳥類の臓器又は排せつ物を原料とする飼料又は肥料の製造又は加工の作業

五 原皮のなめしの作業

別表第三

一 アスファルトプラント

二 コンクリートプラント(容量〇・三立方メートル未満のものに限る。)

三 圧縮機(動力二・二五キロワット以上七五キロワット未満を用いるものに限る。)

四 送風機(動力二・二五キロワット以上を用いるものに限る。)

五 デイゼルエンジン(出力七・五キロワット以上のものに限る。)
又はガソリンエンジン(出力七・五キロワット以上のものに限る。)

六 動力を使用するプレス機械

七 動力を使用するシャーリングマシン

八 ポータブルラインダー

九 カットグラインダー

一〇 動力を使用する織機又は編機

一一 ボイラー（電気ボイラー、廃熱ボイラー、いおう化合物の含有率が容量比で一パーセント以下であるガス（以下「希硫ガス」という。）を燃料として専焼させるもの、移動式のもの及び伝熱面積一〇平方メートル未満のものを除く。）

一二 金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供するばい焼炉、焼結炉（ベレット焼成炉を含む。）又はか焼炉

一三 金属の精錬の用に供する溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）又は転炉

一四 製鋼の用に供する平炉

一五 金属の精製又は鑄造の用に供する金属溶解炉（電気炉、転炉、平炉及び希硫ガスを燃料として専焼させるものを除く。）

一六 金属の鍛造、圧延又は熱処理の用に供する金属加熱炉（電気炉及び希硫ガスを燃料として専焼させるものを除く。）

一七 石油製品、石油化学製品又はコールドタル製品の製造の用に供する加熱炉（希硫ガスを燃料として専焼させるものを除く。）

一八 窯業製品の製造の用に供する焼成炉又は溶融炉（電気炉及び希硫ガスを燃料として専焼させるものを除く。）

一九 食料品又は無機化学工業品の製造の用に供する反応炉（カー

ボンブラック製造用燃焼装置を含む。）又は直火炉（希硫ガスを燃料として専焼させるものを除く。）

二〇 乾燥炉（電気炉、希硫ガスを燃料として専焼させるもの及びアスファルトプラントに付属するものを除く。）

二一 製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉（製鋼の用に供する炉にあつては、酸素吸込式のものに限る。）

二二 ごみその他の汚物の処理の用に供する焼却炉（火ごうし面積二平方メートル以上のものに限る。）

別表第四

一 金属の表面処理又はめっきの作業

二 動力を使用する吹付塗装の作業

三 石油の精製の作業

四 石油化学製品の製造の作業（その製造に用いる原料又は中間物の製造の作業を含む。）

五 塗料又は顔料の製造の作業

六 界面活性剤の製造の作業

七 合成、発酵又は抽出による医薬品又はその中間物の製造の作業

八 合成、発酵又は抽出による食品添加物の製造の作業

九 農薬の製造の作業

- 一〇 化学肥料の製造の作業
- 一一 動植物油の精製の作業
- 一二 廃油の再生の作業
- 一三 活性炭の製造の作業
- 一四 炭素製品の製造又は加工の作業
- 一五 貝灰の製造の作業
- 一六 窯業用原料の粉碎又はふるい分けの作業
- 一七 バフ研ま機又は粉体を用いる研まの作業
- 一八 合成樹脂の成型の作業
- 一九 ガスを用いる金属の切断の作業
- 二〇 綿の製造又は再生の作業
- 二一 羊毛の洗浄の作業
- 二二 染色又は漂白の作業
- 二三 紙の製造の作業
- 二四 乳製品の製造の作業
- 二五 食肉製品又は魚肉ねり製品の製造の作業
- 二六 食料品かんづめの製造の作業
- 二七 でん粉の製造の作業

二八 酒類の製造の作業

- 二九 ふつ素化合物を用いる作業
- 三〇 一から二九までに掲げるもののほか、製造、加工又は修理の工程において、亜硫酸ガス、硫酸ミスト、硫化水素、一酸化炭素、塩素、窒素酸化物若しくは二酸化セレンが発生する作業又は遊離塩素、シアン、硫化物、酸、アルカリ、重金属化合物、糖、でん粉、油脂、鉱油、フェノール酸若しくはアルデヒド類を含む水が排出される作業

規則

公害の防止に関する条例施行規則をここに公布する。

昭和三十九年三月三十一日

神奈川県知事 内山岩太郎

神奈川県規則第二十五号

公害の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、公害の防止に関する条例（昭和三十九年神奈川県条例第十六号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。